

宜健介第99号 - 3

令和2年6月1日

指定居宅介護支援事業者

指定介護予防支援事業者

指定地域密着型サービス事業者

各位

宜野湾市介護長寿課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
ケアマネジメント業務について (第2報)

平素より、当市の介護保険事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月22日付宜健介第99号 - 2にて、感染拡大予防の観点より、ケアマネジメント業務の一時的な取扱いについて通知したところでありますが、今般、全国的に緊急事態宣言が解除となったことを受け、上記通知を終了することとしますので、お知らせ致します。

記

1. 今後の基本的方針について

電話・FAX・メール等の代替手段での対応を最優先させる方針は終了といたしますが、今後も感染拡大のリスクがあり、長期的な対応が必要であるため、状況に応じて代替手段を講じて下さい。

2. 記録等について

居宅訪問、本人面接が出来ない状況については、支援経過記録等への記録は必ず行っ
てください。

3. 留意事項

本通知は、宜野湾市の被保険者を想定としております。事業所の所在する保険者や、利用者の保険者より別途通知がある場合は、その内容での取扱いを可能とします。

また、今後も、厚生労働省から発出される通知等に従い対応してください。

宜野湾市介護長寿課

認定給付係

TEL:893-4411(168)